

厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働大臣が定める施設基準

- 一 単独型デイサービス支援費()を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設又は同法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。
 - ロ 専ら当該指定デイサービス事業所等の職務に従事する常勤の管理者を一名以上置いていること。
 - ハ 入浴介助又は食事の提供を行うこと。
- 二 単独型デイサービス支援費()を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
 - イ 前号イ及びロに該当するものであること。
 - ロ 前号ハに該当していないこと。
- 三 併設型デイサービス支援費()を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
 - イ 第一号イ又はロに該当していないこと。
 - ロ 第一号ハに該当するものであること。
- 四 併設型デイサービス支援費()を算定すべき指定デイサービス等の施設基準
 - イ 第一号イ又はロに該当していないこと。
 - ロ 第一号ハに該当していないこと。

厚生労働省告示第 号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働大臣が定める施設基準

一 単独型デイサービス支援費を算定すべき指定デイサービス等の施設基準

イ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設、心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）に規定する福祉施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設又は同法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設に併設されていないこと。

ロ 専ら当該指定デイサービス事業所等の職務に従事する常勤の管理者を一名以上置いていること。

二 併設型デイサービス支援費を算定すべき指定デイサービス等の施設基準

前号イ又はロに該当していないこと。